WiMAX 端末機器 販売･レンタルサービス規約

Ver.1.5.1

アルテリア･ネットワークス株式会社（以下「当社」といいます。）は、この WiMAX 端末機器 販売･レンタルサービス規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社の提供する VECTANT ブロードバンドアクセス WiMAX 利用規約に基づく VECTANT ブロードバンドアクセス WiMAX（以下「BBA WiMAX」といいます。）の契約者に対し、当社が別に定める端末機器等の販売又はレンタルおよびこれに付随するサービスを提供します。なお、本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めが無い限り、VECTANT ブロードバンドアクセス WiMAX 利用規約で使用する用語の定義に従うものとします。

第1章 総 則

第1条 （本件契約の成立）

契約者が当社所定の契約申込書を提出し、当社がこれを承諾した時をもって、本件契約は成立するものとし、当社と契約者との間に別段の合意がある場合を除き、契約者は本件契約に関わる申込みの撤回、取消等を行うことはできません。

第2条 （対象機器の提供）

当社は、前条に基づく本件契約の成立後、契約者が申込書により申し込んだ端末機器等（付随する付属品やソフトウェア等を含み、以下「対象機器」といいます）を、契約者に販売又はレンタルします。なお、申し込み可能な機器等の機種、販売･レンタルの別、国･地域等については、当社が別に定めるところによります。

2. 本規約における対象機器は、当社が賃貸借、リース、その他によってこれを有する場合、その所有権は第三者（以下本規約において「所有者」といいます）に帰属することがあります。かかる場合には、当社は、当社が本規約において対象機器について保証する内容が、所有者により保証されていることを保証するものとします。また、本規約に基づき当社が契約者に対して行うことができる行為は、所有者により当社を通じて行われることがあります。

第3条 （対象機器の納品）

当社は、BBA WiMAX オーダーシートの「開通希望日」欄等において指定され、当社が承諾した日に、同「配送先情報」欄に記載の場所（以下「設置場所」といいます）に対象機器を納品します。

2. 当社の責に帰すことができない事由による納品の遅延に関しては、当社は、契約者に対して何らの損害賠償責任を負いません。

第4条 （納品時の不具合）

契約者は、対象機器の納品を受けたときには、速やかに対象機器の検査を行い、対象機器の不具合があると認められる場合には、納品された日（以下「端末納品日」といいます）の翌日中に当社サポートセンターに通知するものとします。契約者が当社にこの通知を行わなかった場合には、当該期間の経過をもって検査に合格したものと見なし、当社から契約者に対する対象機器の引渡し（以下「引渡し」といいます）が完了したものとします。

2. 前項の定めに基づき、契約者が当社に対象機器の不具合等を通知した場合、契約者は、相当の期限を定めてその不具合の補修、または代替品の納入等の改善措置を、当社に対して請求することができます。
3. 当社は、契約者から前項の改善措置を請求され、当該改善措置を行うことが合理的であると判断した場合には、当社の費用負担において当該改善措置を行い、契約者による再度の検査を受けるものとし、この検査については、第１項の規定を準用します。

第5条 （消費税の取り扱いと延滞利息）

本規約に定める対象機器の代金、レンタル費用、保守サービスその他の料金等（以下「料金」といいます）には、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます）は含まれないものとし、契約者は当社に対し、消費税及び地方消費税が賦課される料金について、消費税等相当額を料金と同時にお支払いいただきます。

2. 消費税法等で定められる税率、課税対象等が変更された場合、前項の消費税等相当額は、当該変更日より新しい税率、課税対象等で計算されるものとします。
3. 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第６条 （規約の変更）

当社は契約者の承認を得ることなく、本規約を変更することができるものとし、契約者および当社は変更後の規約に拘束されるものとします。

2. 本規約変更後、契約者が本サービスの利用を継続した場合、当社は契約者が変更後の規約に同意したものとみなします。但し、当該変更が契約者に対し著しい不利益を与える場合にはこの限りではなく、かかる場合には、契約者は当社に対して本件契約の解約の申出をすることができます。当社がこれを承諾した場合には、契約者は解約の手続きを速やかにとるものとします。
2. 当社は本規約を変更する場合、当該変更の影響を受けることになる契約者に対して、当社の定める方法により内容を通知します。
3. 本サービスの一部を当社の事由により廃止することとなる場合、前項の通知を事前に行います。但し、本サービスについて、当社の責任範囲以外の部分（本サービスの構成に影響を与えるサービスを提供する電気通信事業者が仕様変更をおこなった場合等）に関する廃止が行われ、かかる通知を事前に行うことができない場合は、この限りではありません。

第2章 販 売

第7条 （代金の支払い）

契約者は、当社が契約者に販売した対象機器の代金を、当社からの請求に基づき、当社が指定する期日および方法により、現金にて当社にお支払いいただくものとします。

2. 対象機器の所有権は、契約者が対象機器の代金およびこれに係わる消費税等相当額を全額支払ったときをもって、当社から契約者に移転するものとします。
3. 契約者が、当社より発送した対象機器を一定期間受領しなかったことにより当社に当該機器が返送された場合、本件契約を解除するものとします。その場合、契約者は、「VECTANT ブロードバンドアクセス WiMAX 利用規約」に別途定める端末未受領時解除料をお支払い頂きます。

第8条 (販売における瑕疵担保責任)

当社は契約者に対して、引渡し時において対象機器が当社が定める仕様に合致していることのみを保証し契約者の使用目的への適合性その他いかなる保証もしません。

第9条 （端末修理･交換）

対象機器の保証期間は、端末配送日から起算して１年間となります。

2. 当社が契約者に対象機器の販売を行い、保証期間中に、契約者の責に拠らない事由で生じた故障により、対象機器が正常に作動しない場合は、契約者は、弊社に対してその旨を連絡し、無償でその修理請求することができます。
3. 契約者が、対象機器の引渡しを受けた後、保証期間中に、当該端末に隠れた瑕疵を発見した場合は、弊社に対してその旨を連絡し、無償でその修理を請求することができます。
4. 当社が契約者に対象機器の販売を行い、当該端末が破損･故障した場合、有償でその修理を請求することができます。但し、第９条第１項、第２項に該当する場合はその限りではありません。
5. 当社が販売した端末機器が故障し、第9条第1項、第２項、第３項に基づき修理を行う場合、当社より代替端末を提供します。契約者は代替端末の受け取り日より２週間以内に故障端末を当社の指定する場所に返却頂きます。２週間以内にその返却が確認できない場合、損害金を当社にお支払い頂きます。

第３章 レンタル

第10条 （レンタル期間）

契約者がレンタルにより対象機器の提供を受ける場合にあっては、本規約に基づく対象機器のレンタル期間（以下「レンタル期間」といいます）は、BBA WiMAX の回線開通日より起算されるものとします。但し、当該レンタル期間は、いかなる場合にも本規約中に定める最低利用期間を下回らないものとします。

レンタル期間は、いかなる理由によっても VECTANT ブロードバンドアクセス WiMAX 利用規約の最低利用期間に関連する条件、措置に準拠して起算され、また経過するものとします。

第11条 （レンタル費用の支払い）

契約者は、当社が別表1に定める WiMAX 端末レンタル費用を、暦月に従い、当社からの請求に基づき、当社が指定する期日および方法により、現金にて当社にお支払いいただくものとします。なお、レンタル期間の開始日が１日でない場合には、利用開始月を無償、利用最終月に全額課金にて支払われるものとします。

2. 対象機器の引渡しおよび返還に要する運送費等の諸経費は契約者の負担とし、その支払いについては前項を準用します。

第12条 （対象機器の返還）

契約者は、BBA WiMAX 解約日をもって対象機器のレンタルが終了し、対象機器を当社または当社の代理人に返還するものとします。

2. 契約者は、対象機器と共に引渡された取扱説明書、付属品および梱包財等についても、レンタル期間中保管し、レンタル終了日をもって対象機器とともに当社または当社の代理人に返還するものとする。
3. 対象機器の返還時、契約者の私物（LAN カード、電源アダプタ、ノート PC、各種マニュアルを含みますが、これらに限りません。以下「契約者私物」といいます。）が同梱された場合であって、当社指定の返還先に契約者私物が到着後90 日以内に契約者より契約者私物の返却を求める旨の通知等が無い場合は、当社は契約者私物を破棄出来るものとします。

第13条 （レンタルにおける保証）

当社は契約者に対して、引渡し時において対象機器が当社が定める仕様に合致していることのみを保証し、契約者の使用目的への適合性その他いかなる保証もしません。

2. レンタル期間中、契約者が対象機器を適切な方法に従って使用下にもかかわらず、対象機器が正常に動作しなくなった場合には、当社は、第 19 条記載の保守サービス提供内容に従い、対象機器の修理または交換等を行います。

第14条 （対象機器の使用と管理）

契約者は、対象機器を善良なる管理者の注意義務をもって、レンタル開始日から対象機器の当社または当社の代理人への返還完了まで使用、管理し、これに要する消耗品およびその費用は契約者が負担します。契約者は、対象機器をその本来の使用目的以外に使用しません。

2. 契約者は当社の書面による事前の承諾を得ないで対象機器の譲渡、転貸および改造はできません。また契約者は、対象機器を分解、修理、調整したり、貼付された所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去したり、汚損しないものとします。
3. 契約者は、対象機器になされた設定内容や対象機器に蓄積された情報を閲覧、入手することはできません。ただし、当社が別に定める場合には、この限りではありません。
4. 契約者は、当社が別に定める場合には、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、対象機器になされた設定内容の変更を行ってはならないものとします。

第15条 （対象機器滅失時の契約者の損害賠償義務）

対象機器が当社の責によらない事由により、滅失、損傷した場合、または契約者が当社の対象機器に対する所有権を侵害した場合は、契約者は、当社に対して、別表１に定める WiMAX 端末交換費用、損傷した対象機器の修理代金または所有権の侵害によって当社が被った一切の損害を賠償するものとします。

第16条 （契約者が行う本件契約解除）

契約者は、BBA WiMAX の解約を希望する日より１ヶ月以上前までに当社に通知することにより、本サービスを解約することができ、BBA WiMAX 解約日をもって契約者に対する本サービスの提供を停止するものとします。かかる解約が最低利用期間の満了前に行われた場合には、契約者は第 17 条（契約変更または解除に伴う違約金）に従って、当社に対して違約金を支払うものとします。

2. 前項の規定に関わらず、契約者は第６条（規約の変更）第４項により本件契約において申し込まれたサービスの全部が廃止され、本件契約の実効性を失う場合において、本件契約の目的を達することができないと判断したときは、第17条（契約変更または解除に伴う違約金）の規定を適用することなく、当社に書面で通知することにより、その本件契約を解除することができます。この場合、本件契約の解除は、当社に通知が到着した日に効力を発するものとします。

第17条 （契約変更または解除に伴う違約金）

契約者は、最低利用期間の満了前に本件契約が解除されたいかなる場合も、ブロードバンドアクセス WiMAX 解約違約金を、違約金として一括して当社に支払うものとします。ただし、第 16 条（契約者が行う本件契約解除）第２項に該当する場合はこの限りではありません。

第18条 （対象機器の返還遅延の損害金）

契約者は、レンタル終了日より２週間以内に当社または当社の代理人へ対象機器を返還するものとします。

2. レンタル終了日より２週間を経ても、当社が対象機器の受領を確認できない場合は、当社は別表1に定める返還遅延の WiMAX 端末損害金を請求できるものとし、契約者は当社の請求あり次第直ちにこれを支払うものとします。

第4章 保守サービス （レンタル）

第19条 （保守サービスの提供）

レンタルにより対象機器の提供を受ける場合においては、契約者は、常に保守サービスを利用するものとし、保守サービスの提供期間はレンタル期間と同一とし、保守サービスの提供期間の間、解除または終了させることはできません。

第20条 （保守サービス提供内容）

対象機器が正常に動作しない場合、契約者は当社サポートセンターへの通知を行うものとし、当該サポートセンターへの受付対応時間は 24 時間 365 日とします。当社は、当該サポートセンターへの通知を受けて、障害状況の聞き取りや確認を行った後、機器の故障と判定した時点で、先出しセンドバック保守にて代替機器を設置場所へ送付します。交換作業は契約者にて行い、故障した対象機器は着払いにて当社指定場所まで返却頂くものとします。

2. 故障した対象機器の返却は、契約者の元への代替機器の到着後2週間以内とし、代替機器の到着後2週間を経ても、当社が対象機器の受領を確認できない場合は、当社は別表1に定める返還遅延の WiMAX 端末損害金を請求できるものとし、契約者は当社の請求あり次第直ちにこれを支払うものとします。
3. 当社による保守サービスの提供は、契約者が対象機器を適切な使用方法に従って使用したにも関わらず発生した障害の復旧のために行われます。
4. 契約者は、保守サービスが円滑に行われるように必要な協力を行うこととします。

第21条　(保守サービスの適用除外)
対象機器の障害が、次の各号に起因する場合は、保守サービスの範囲外とします。
(1)　当社または第28条に定める再委託先以外の者が対象機器に行った改造、修理に起因する障害
(2)　契約者の故意または過失による障害
(3)　契約者が対象機器の取扱説明書に基づかない使用または取扱いを行ったことに起因する障害
(4)　天災地変等の不可抗力により生じた障害
(5)　対象機器の一部または全部が、当社が別に定める耐用期間を超えていることによる障害
(6)　オーバーホールを要する障害
(7)　引渡し完了後の、移動、輸送、落下、液体、異物の混入等による故障および損傷

第5章　一般条項

第22条　(損害賠償)
本規約に基づく対象機器の販売もしくはレンタルもしくは保守サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により、契約者または第三者に損害を生じさせた場合には、契約者は当社に対し損害賠償を請求することができます。ただし、この場合の当社の賠償金額は、次の金額を上限とします。
(1)　対象機器の販売に関して損害が生じた場合には、当該損害に関連する対象機器の代金相当額
(2)　レンタルにより提供した対象機器に関して損害が生じた場合には、当該損害に関連する対象機器の月額レンタル費用の1ヶ月分相当額
2.　前項の請求は、損害発生の日から1年以内に行使しなければならないものとします。
3.　当社は、当社の責によらない事由(不可抗力を含む)により発生した障害、故障等に対しては、何らの責を負わないこととします。

第23条　(免責)
契約者が以下の各号の場合に損害･不利益を被った場合においても、当社は名目の如何を問わず賠償責任を負いません。
(1)　対象機器の設計上もしくは製造上の瑕疵に起因する障害による場合
(2)　契約者の故意または過失など、契約者の責に帰すべき事由に起因する対象機器の障害による場合
(3)　天災地変その他不可抗力に起因する対象機器の障害による場合
(4)　天災地変その他不可抗力により、当社による対象機器の販売もしくはレンタルもしくは保守サービスの提供に支障が生じたことに起因する場合
(5)　契約者が本規約に基づく義務を履行しないことによる場合

第24条　(ソフトウェアの取扱)
契約者は対象機器にその一部を構成するソフトウェアがある場合、当該ソフトウェアについて、次の行為を行うことはできません。
(1)　有償、無償にかかわらず第三者へ譲渡し、または使用権等の設定をすること。ただし、対象機器を購入した場合であって、当該対象機器を第三者に譲渡するときは、当該第三者に当該ソフトウェアを譲渡することができます。
(2)　複製すること。
(3)　変更し、または改作すること。
2.　前項のソフトウェアに関し、権利者等により利用条件が別途定められている場合は、契約者は当該利用条件を遵守しなければならないものとし、当該利用条件が前項の定めに優先して適用されます。

第25条　(通知･報告義務)
契約者はレンタルにより対象機器の提供を受けている場合または保守サービスの提供を受けている場合であって、次の事項を変更したときには、直ちに当社にその旨を文書により通知しなければならないものとします。
(1)　住所、名称、照合、代表者名等
(2)　設置場所の事業所名および連絡先等
2.　契約者が前項の通知を怠ったことにより、当社から契約者への通知が延着し、または到着しなかった場合であっても、当該通知は通常到着すべきときに到着したものとみなします。
3.　契約者は、当社から請求のあったときは、対象機器の設置、保管、使用の状況について当社に速やかに報告するものとします。

第26条　(本件契約の解除)
当社は、契約者に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときには、何らの通知催告なく直ちに本件契約を解除することができるものとします。
(1)　契約者が本件契約に基づく金銭債務の支払いを一度でも怠ったとき
(2)　契約者に重大な過失または背信行為があったとき
(3)　契約者に支払いの停止または仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続開始、特別精算開始の申立があったとき
(4)　契約者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
(5)　契約者が公租公課の滞納で処分を受けたとき
(6)　契約者の財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
(7)　契約者が本規約のいずれかに違反したとき
2.　第1項各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、契約者は当然に期限の利益を失い、料金の支払い債務その他当社に対する一切の債務を直ちに履行するものとします。
3.　前項に加え、対象機器をレンタルにより提供している場合において、第1項各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、
(1)　当社は何らの通知催告をすることなく、レンタル期間を短縮し、契約者に対し、第17条に定める契約変更または解除に伴う違約金の支払いを請求することができます。
(2)　当社は本件契約を解除したうえで、いつでも対象機器の所在する場所に立ち入り、これを搬出し引き取ることが出来るものとします。
4.　前2項の処置がとられた場合でも、本件契約に基づく契約者の義務は何ら免除されません。
5.　本規約に基づく契約者の義務の不履行により生じた一切の費用は、契約者の負担とします。

第27条　(当社都合によるサービス内容等の変更･終了)
当社は、対象機器やその修理用部品等の製造終了などにより、対象機器の販売、レンタルの継続、保守サービスの提供が不可能となった場合、保守サービスの内容もしくはレンタルの条件を変更し、または保守サービスの提供の終了もしくはレンタル期間の短縮ができるものとし、契約者はこれに応じるものとします。

第28条　(再委託)
当社は、本件契約に関する業務の全部または一部を当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は契約者に対し、当該再委託先の行為についての責任を負うものとします。

第29条　(権利義務の譲渡禁止)
契約者は、本件契約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に譲渡し、または担保に供してはなりません。

第30条　(秘密情報の取り扱い)
契約者および弊社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上で知り得た情報(ネットワーク関連情報等を含む)を、公表および第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
(1)　秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
(2)　秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
(3)　相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
(4)　利用規約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
(5)　本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報ss
2.　前項の定めにかかわらず、契約者および弊社は秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある公官署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該公官署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および弊社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3.　秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4.　秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます)を複製または改変(以下本項目においてあわせて「複製等」といいます)することができるものとします。この場合契約者または弊社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手側から書面による承諾を受けるものとします。
5.　全各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第28条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による受けることなく秘密情報を開示することができるものとする。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6.　秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に変換し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとする。

第31条　(個人情報の取扱い)
契約者および弊社は、本サービスを遂行するための相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます)を本サービス遂行目的の範囲のみで使用し、第三者に開示または漏えいしないとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
1.　個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第3項乃至6項の規定を準用するものとします。
2.　本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第32条　(リース会社が支払先となる場合の特約)
本件契約の支払先が、リース会社である場合は、以下の定めが適用され、本規約における「契約者」の用語は、「リース会社」に読み替えられます。
(1)　契約者は、リース会社の選定につき予め当社の承諾を得るものとします。
(2)　契約者は、対象機器のリース契約締結およびその履行を怠ってはなりません。契約者がリース会社に対し借り受け書を発行する場合は遅滞無くその写しを当社に送付するものとします。
(3)　契約者は、当社がリース会社より対象機器の対価(税込合計金額)を受領するまで売買契約の義務を負い、リース会社による対価の支払いが不能になった場合には、これを自らが支払うものとします。

第33条　(資料等の管理および返還)
当社は本件契約を履行する上で必要な、契約者から貸与された資料、データまたは情報を、善良なる管理者の注意義務をもって管理、使用するものとし、本件契約の履行以外の用途には使用しないものとします。

第34条　(事故等の報告)
当社は、対象機器の販売もしくはレンタルもしくは保守サービスの提供に支障を生ずる恐れのある事故の発生を知ったときは、その事故の原因となった事由の如何に関わらず、直ちにその旨を契約者に報告することとします。

第35条　(第三者の権利に関する紛争)
対象機器が、第三者の知的所有権を侵害したことによって生じた紛争については、当社の協力を得てメーカ等および契約者の責任において解決するものとします。但し、当社、所有者または第三者の責めに帰する場合はこの限りではありません。

第36条　(不可抗力)
不可抗力その他自己の責によらない事由による本件契約上の義務の不履行に関しては、当社は、契約者に対して一切の責任を負わないものとします。

第37条　(本サービス上の権利)
当社が契約者に提供するサービスにおいて、当社が産業財産権を有するノウハウ、システムその他に存する一切の権利は当社に帰属するものであり、契約者はこれを侵害しないものとします。また、契約者は利用申込において当社の有する商標、ライセンス等なんらの使用権も取得するものではなく、これを当社の事前の許可なくして利用することはできないものとします。

第38条　(特約事項)
本規約に定めるほか、必要に応じて、当社は、別途、特約事項を定めることができるものとし、契約者は当該特約事項に従うものとします。

第39条　(準拠法)
本規約は、日本法に従って解釈されるものとします。

第40条　(合意管轄)
本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第41条　(協議事項)
本規約に定めのない事項、または本規約に定める各条項の解釈に疑義が生じた場合には、契約者および当社は誠意をもって協議のうえ、円満に解決するものとします。

付則
2014年2月1日施行

以上